

令和8年第2回2月

つがる市農業委員会総会議事録

つがる市農業委員会

1. 開催日時 令和8年2月6日(金) 午後1時54分から午後2時24分

2. 開催場所 つがる市役所3階会議室

3. 出席委員数 36人中、31人出席

4. 出席委員名

1. 松橋 正行 4. 盛 彰一 5. 三橋 美也 6. 杉野森由美子 7. 小笠原 繁
8. 長谷川勝則 9. 田戸岡 誠 10. 太田 善造 11. 三橋 衛 12. 野宮富喜子
13. 笠井 正己 14. 新岡 亮 15. 吉田 秀美 17. 葛西 勝久 18. 秋田谷廣次
19. 工藤しのぶ 20. 成田 金春 21. 杉森 広宣 22. 今 輝義 23. 鎌田 誠
25. 長谷川一幸 26. 工藤 恒實 28. 小山内 壽 29. 藤本 正彦 30. 工藤 正樹
31. 稲葉 武彦 32. 福井二三夫 33. 工藤 宰 34. 横山 治彦 35. 神 文敏
36. 浅見 春樹 計 31人

5. 欠席委員 2. 古坂 光司 3. 高橋 敦樹 16. 菊池 昭二 24. 三橋 弘
27. 長谷川秀樹 計 5人

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 提出議案の上程

報告第 2号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
報告第 3号 公売買受適格者に係る農地法第3条許可書の交付について
議案第10号 農地法第3条第1項の規定に基づく許可処分の取消しについて
議案第11号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
議案第12号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
議案第13号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
議案第14号 農地に該当するか否かの判断について
議案第15号 農用地利用集積等促進計画作成の要請について

第4 諸般の報告

7. 職務のため出席した事務局職員の職氏名

局長：中野拓哉 副参事：竹内攻規 次長：村田龍治 主事：坂本千怜
専門員：吉田真也 任用職員：工藤賢聖 計6人

8. 会議の概要

事務局長(中野拓哉)

委員の皆様が揃いましたので、「令和8年第2回(2月)つがる市農業委員会総会」
を開会致します。開会にあたり、会長から挨拶がございます。

会長あいさつ(藤本正彦)

委員の皆様方には、悪天候の中、総会にご出席いただきましてありがとうございます。
暦の上では立春という事で春に近づいておりますけれども、ご覧のとおり自然災

害、雪が多くて、事故等もありますので雪の被害に気をつけてくださればと思います。

本日は2月総会という事で、慎重審議のもと、承認決定されます事をお願い致しまして開会の挨拶と致します。

事務局長（中野拓哉）

それでは、農業委員会会議規則第5条の規定により、会長が議長となり、議事を行って致します。会長、宜しくお願い致します。

議長（藤本正彦会長）

ただいまの出席委員は、36名中31名です。定足数に達しておりますので、本日の会議は成立致します。

議長（藤本正彦会長）

これより議事に入ります。まず議事日程第1の議事録署名委員の選任を行います。「つがる市農業委員会会議規則」第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長において指名することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声があり）

議長（藤本正彦会長）

ご異議なしと認めます。よって議事録署名委員には14番 新岡亮委員、15番 吉田秀美委員を指名致します。

次に議事日程第2の会期についておはかり致します。会期は、本日一日とすることに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声があり）

議長（藤本正彦会長）

ご異議なしと認めます。よって、会期は、本日一日と決定致しました。書記には、事務局職員を任命致します。

それでは、これより議事日程第3の提出議案等の上程を行います。提出議案は、お手元に配布のとおりであります。

- 報告第 2号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
- 報告第 3号 公売買受適格者に係る農地法第3条許可書の交付について
- 議案第10号 農地法第3条第1項の規定に基づく許可処分の取消しについて
- 議案第11号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
- 議案第12号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
- 議案第13号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
- 議案第14号 農地に該当するか否かの判断について
- 議案第15号 農用地利用集積等促進計画作成の要請について

以上、報告2件、議案6件、計8件を上程致します。

議長（藤本正彦会長）

はじめに、「報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」、「報告第3号 公売買受適格者に係る農地法第3条許可書の交付について」、以上2件を事務局から報告させます。

事務局報告（坂本主事）

議案の1ページをお開きください。報告第2号について説明致します。

「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」。農地法施行規則第68条第1項の規定により下記のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告する。令和8年2月6日提出、つがる市農業委員会会長。

報告第2号は、1ページの番号21番から6ページの34番までの14件です。解約は全て田で面積は合わせて168,257㎡となっております。解約の理由は全て合意による解約です。以上で報告を終わります。

続いて、7ページをお開きください。報告第3号について説明致します。

「公売買受適格者に係る農地法第3条許可書の交付について」。最高価買受申出人となった買受適格者からの農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について、下記のとおり許可書を交付したので報告する。令和8年2月6日提出、つがる市農業委員会会長。

3ページ番号1番は、令和8年1月16日の屏風山土地改良区の公売入札に参加するため買受適格証明願の申請がなされ、先月、1月7日の総会において買受適格者の証明がされたものです。最高価買受申出人となった買受適格者に対し、申請時と事情が変わらないため、1月20日に農地法第3条許可書を交付しました。以上で報告を終わります。

議長（藤本正彦会長）

報告については、以上のとおりと致します。

議長（藤本正彦会長）

次に、「議案第10号 農地法第3条第1項の規定に基づく許可処分の取消しについて」を議題と致します。説明を求めます。

事務局説明（坂本主事）

8ページをお開きください。議案第10号について説明致します。

「農地法第3条第1項の規定に基づく許可処分の取消しについて」。農地法第3条第1項の規定に基づく許可処分について、別紙のとおり取消し願の提出があったので承認を求める。令和8年2月6日提出、つがる市農業委員会会長。

本案件は1件で次の9ページが取消し願の写しとなっております。令和7年10月3日の総会で農地法第3条による賃貸借の許可を受けたもので、取消しの理由は「賃貸借の許可を取り消して、売買するため。」ということです。なお、次の議案11号において、15ページ番号122番で本案件の土地の売買について許可申請書が提出され

ております。以上で説明を終わります。

議長（藤本正彦会長）

説明が終わりました。これより質疑を行います。

（なしの声があり）

議長（藤本正彦会長）

ないようですので、議案第10号の質疑を終結致します。

これより、議案第10号を採決致します。おはかり致します。議案第10号は、原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。

（異議なしの声があり）

議長（藤本正彦会長）

ご異議なしと認めます。よって、議案第10号は、原案のとおり許可することに決定致しました。

議長（藤本正彦会長）

次に、「議案第11号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題と致します。説明を求めます。

事務局説明（坂本主事）

議案の10ページをご覧ください。議案第11号について説明致します。「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」。農地法施行令第1条の規定により下記のとおり許可申請書の提出があったので審議を求める。令和8年2月6日提出、つがる市農業委員会会長。

議案第11号は、番号109番から46ページの番号176番までの68件です。内訳は、所有権移転の「あっせんによる売買」の申請が13件で面積は田が80,584㎡、畑が35,456㎡、樹園地が5,158㎡。「一般の売買」の申請が3件で面積は田が9,399㎡、畑が319㎡。「贈与」の申請が6件で面積は田が29,052㎡、畑が5,471㎡、樹園地が2,240㎡です。また、「賃貸借」の申請が45件で面積は田が761,269㎡、樹園地が2,994㎡。なお、その内の1件、38ページの番号162番は自身が代表を務める法人への「賃借権の移転」の申請となっております。その他、「使用貸借」の申請が1件で面積は樹園地が3,332㎡です。全案件とも別添の農地法第3条調査書1ページから23ページのとおり、許可要件の全てを満たしていると思われま。

次に、売買価格について説明します。10ページの109番の畑は総額110万円、10a当たり5万9千円、11ページの110番と111番の畑はともに10a当たり8万円、112番の田は総額100万円、10a当たり20万1千円、12ページの113番の樹園地は10a当たり40万円、114番の田は総額300万円、10a当たり21万8千円、115番の樹園地は総額115万円、10a当たり25万6千円、1

3ページの116番の田は総額500万円、10a当たり25万9千円、117番と118番の田はともに10a当たり25万円、14ページの119番の田は総額80万円、10a当たり28万9千円、120番の田は10a当たり30万円、14ページから15ページの121番の田は総額800万円、10a当たり31万9千円、122番の田と畑は総額100万円、10a当たり23万2千円、16ページの123番の田は総額900万円、10a当たり207万6千円、124番の田は総額8万円、10a当たり7万5千円となっております。以上で説明を終わります。

議長（藤本正彦会長）

説明が終わりました。これより質疑を行います。

（なしの声があり）

議長（藤本正彦会長）

ないようですので、議案第11号の質疑を終結致します。

これより、議案第11号を採決致します。おはかり致します。議案第11号は、原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。

（異議なしの声があり）

議長（藤本正彦会長）

ご異議なしと認めます。よって、議案第11号は原案のとおり許可することに決定致しました。

議長（藤本正彦会長）

次に、「議案第12号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題と致します。

この案件については、26番 工藤恒實委員、31番 稲葉武彦委員、35番 神文敏委員、36番 浅見春樹委員が関係している事案でございますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、「議事参与の制限」により、当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いします。関係議案終了後に入室、着席していただきます。

（26番 工藤恒實委員、31番 稲葉武彦委員、35番 神文敏委員、36番 浅見春樹委員退席）

議長（藤本正彦会長）

それでは、議案第12号について説明を求めます。

事務局説明（坂本主査）

議案の47ページをお開きください。議案第12号について説明致します。議案第12号は、番号913番から50ページの917番までの5件です。内訳は、所有権移転の「あっせんによる売買」の申請が2件で面積は田が20,507㎡です。また、

「賃貸借」の申請が3件で面積は田が28,619㎡です。全案件とも別添の農地法第3条調査書24ページから25ページのとおり、許可要件の全てを満たしていると思われま

す。次に売買価格ですが、47ページから48ページの913番の田は10a当たり25万円、914番の田は10a当たり30万円となっております。以上で説明を終わります。

議長（藤本正彦会長）

説明が終わりました。これより質疑を行います。

（なしの声があり）

議長（藤本正彦会長）

ないようですので、議案第12号の質疑を終結致します。

これより、議案第12号を採決致します。おはかり致します。議案第12号は、原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。

（異議なしの声があり）

議長（藤本正彦会長）

ご異議なしと認めます。よって、議案第12号は原案のとおり許可することに決定致しました。

26番 工藤恒實委員、31番 稲葉武彦委員、35番 神文敏委員、36番 浅見春樹委員、入室願います。

（26番 工藤恒實委員、31番 稲葉武彦委員、35番 神文敏委員、36番 浅見春樹委員が入室し着席）

議長（藤本正彦会長）

次に、「議案第13号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」を議題と致します。説明を求めます。

事務局説明（吉田専門員）

51ページをお開きください。議案第13号「農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」農地法第5条第3項の規定により、下記のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するため意見を求める。令和8年2月6日提出、つがる市農業委員会会長。

番号2番3番の申請地は、牛潟町の田5筆で面積が13,620㎡です。砂地部分を掘削し保水を高めるため借受人による1年間の使用貸借権設定の一時転用です。周辺は農地や山林であるが、一時的な利用に供するものであり、周辺の農地等に係る営農条件への支障はないものと思われま

議長（藤本正彦会長）

説明が終わりました。質疑に入る前に、現地確認の報告を求めます。1番 松橋正行委員、報告をお願い致します。

（1番 松橋正行委員報告）

現地確認の報告を致します。本日午前10時00分より、「12」番「野宮」委員と私「1」番「松橋」事務局長と吉田専門員の4人で確認してまいりました。

番号2番3番の申請の場所は、牛潟公民館より北西に約2キロメートルに位置し、周辺は農地や山林であるが、農地等に係る営農条件への支障はないものと見てまいりました。以上で現地確認の報告を終わります。

議長（藤本正彦会長）

報告が終わりました。これより質疑を行います。

（異議なしの声があり）

議長（藤本正彦会長）

ないようですので、議案第13号質疑を終結致します。

これより、議案第13号を採決致します。

議案第13号は、原案のとおり許可相当とし、県知事に送付することに、ご異議ございませんか。

（異議なしの声があり）

議長（藤本正彦会長）

ご異議なしと認めます。よって、議案第13号は、原案のとおり許可相当とし、県知事に送付することに決定致しました。

議長（藤本正彦会長）

次に、「議案第14号 農地に該当するか否かの判断について」を議題と致します。説明を求めます。

事務局説明（吉田専門員）

52ページをご覧ください。議案第14号「農地に該当するか否かの判断について」。耕作放棄地に係る農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当するか否かの判断について、審議を求める。令和8年2月6日提出、つがる市農業委員会会長。

53ページをお開きください。表の左から、土地の所在地、地目、面積、所有者氏名、耕作放棄地の把握年月日、今年度の現況確認年月日となっています。委員のお手元に、現地調査結果報告書を配布しています。地区ごとに農業委員3名と事務局で調査し「既に森林の様相を呈しているなど農地に復元することが困難である。」と判断し非農地として確認しています。内訳としましては、森田地区、田が2筆で1,247㎡、となっております。本日の総会で非農地と判断された場合には、今月末頃までに

所有者またはご家族の方に非農地通知書を発送する予定です。以上で説明を終わります。

議長（藤本正彦会長）

説明が終わりました。農業委員3名と事務局職員に現地調査と、その状況を確認させております。「農地に該当するか否かの現地調査結果報告書」の写しをお手元に配布しておりますので、現地確認の報告を省略致します。これより質疑を行います。

（なしの声があり）

議長（藤本正彦会長）

ないようですので、議案第14号の質疑を終結致します。

これより、議案第14号を採決致します。おはかり致します。議案第14号は「非農地」と判断することにご異議ございませんか。

（異議なしの声があり）

議長（藤本正彦会長）

ご異議なしと認めます。よって議案第14号は「非農地」と判断することに決定致しました。

議長（藤本正彦会長）

次に「議案第15号 農用地利用集積等促進計画作成の要請について」を議題と致します。説明を求めます。

事務局説明（吉田専門員）

それでは54ページをご覧ください。議案第15号について説明致します。「農用地利用集積等促進計画作成の要請について」。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定により、農地中間管理機構に対し、農用地利用集積等促進計画作成を要請することについて、農業委員会の決定を求める。令和8年2月6日提出、つがる市農業委員会会長。

議案第15号の件数については、一括方式の貸借が2件となっております。55ページをご覧ください。番号4番。利用権を設定する農用地は、富范町早緑の田1筆で、面積は7,115㎡です。期間は5年間で、賃借料は10a 20,000円となっております。続いて番号5番。利用権を設定する農用地は、森田町上相野の田3筆で、面積は7,824㎡です。期間は5年間で、無償の使用貸借となっております。なお、作成要請する促進計画案は、あおもり農業支援センターにより作成され、つがる市農業委員会会長名により3月中旬頃に認可・公告される予定です。以上で説明を終わります。

議長（藤本正彦会長）

説明が終わりました。これより質疑を行います。

(なしの声があり)

議 長 (藤本正彦会長)

ないようですので、議案第15号の質疑を終結致します。

これより、議案第15号を採決致します。

おはかり致します。議案第15号は、原案のとおり要請することにご異議ございませんか。

(異議なしの声があり)

議 長 (藤本正彦会長)

ご異議なしと認めます。よって、議案第15号は、原案のとおり要請することに決定致しました。

議 長 (藤本正彦会長)

次に、議事日程第4の諸般の報告について、事務局から説明があります。

事務局説明

1. 次期総会日程(案)について (中野事務局長)

1) 日 時 令和8年3月4日(水) 午後2時00分より

場 所 つがる市役所 3階会議室

2) 日 時 令和8年4月7日(火) 午後4時00分より

場 所 生涯学習交流センター「松の館」2階 視聴覚室

2. 事務連絡

1) 令和8年 つがる市農業委員会新年会収支決算報告(村田次長)

2) 令和8年度 農業委員会新年度交流会について(村田次長)

3) 農用地のあっせんのお願について(坂本主事)

4) 農業者年金加入推進活動について(竹内副参事)

議 長 (藤本正彦会長)

以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了致しました。その他の件について、委員より発言がございましたら、お願いします。

(発言がなし)

議 長 (藤本正彦会長)

以上をもって、「令和8年第2回(2月) つがる市農業委員会総会」を閉会致します。